

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

秋田国民年金 事案 550

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで
昭和 51 年 6 月に会社を辞めて A 市町村の実家へ帰り、その後、53 年 5 月に B 区に転出した。申立期間の 10 か月の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 54 年 3 月以降、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になるまで国民年金に任意加入するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 53 年 6 月 2 日に B 区において払い出され、資格取得は 51 年 6 月 20 日に遡及して行われたことが確認でき、手帳記号番号の払出しの時期からみて、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったと推認されるどころ、申立期間直後の 52 年 4 月から 53 年 3 月までの 1 年間の保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立期間の保険料についても納付したはずであるとの主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は、10 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 551

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで
昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料が未納となっているが、私は国民年金保険料の納付書が送られてくれば、必ず納めていた。領収書も持っているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料が未納となっているが、私は国民年金保険料の納付書が送られてくれば、必ず納めていた。」と主張するところ、申立人は昭和48年4月5日に国民年金に任意加入（昭和48年8月20日に強制加入に変更）した以降、昭和52年12月1日に資格喪失するまでの期間、申立期間の4か月を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が保管している昭和48年度国民年金保険料領収書において、申立期間（昭和48年12月から49年3月まで）の欄に、昭和49年10月2日付けの領収印が押されていることが確認できるところ、A市町村では、「申立期間の国民年金保険料は納付期限を経過（過年度保険料）しているため、昭和49年10月2日に領収することはできなかったものであるが、金融機関で誤って領収したため、その時点で、まだ納付されていなかった49年12月から50年3月までの期間の現年度保険料に充当したものと考えられる。その結果、申立期間の保険料が未納となるので、申立人には説明の上、社会保険事務所には過年度保険料の納付書の発行を依頼したと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間当時、社会保険事務所では、現年度保険料として納付されなかった国民年金保険料について、過年度保険料の納付書を送付していたことから、社会保険事務所から送付された過年度保険料の納付書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 552

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 53 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、自分の収入の一部を父親に預けて金融機関で納付してもらっていた。特に、昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの保険料は一括して納付し、52 年 4 月から 53 年 3 月までは分割して納付したと記憶しているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、世帯（申立人、申立人の母親、申立人の兄の 3 人）の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間を除き、申立人の国民年金保険料をすべて納付し、申立人の母親、申立人の兄の国民年金保険料については申立期間を含めてすべて納付しており、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 53 年 5 月 29 日、資格取得は 20 歳到達時の 51 年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われているが、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料は納付可能な過年度保険料であるところ、当時、社会保険事務所では資格取得時に納付可能な過年度保険料がある場合には納付書を送付していたことが確認できる。

さらに、申立人の兄の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 49 年 8 月 20 日、資格取得は 20 歳到達時の 48 年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できるが、納付していたとする申立人の父親は、遡^{そきゅう}及して取得した 48 年*月から 49 年 3 月までの国民年金保険料について過年度納付しており、申立期間に係る申立人の保険料についても納付したとの主張に不自然さはみ

られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 553

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

夫が昭和 49 年に亡くなったので、その後国民年金の手続に行った。そのとき、私の国民年金保険料が納付されていないとのことですぐに納付した。国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。また、申立期間②についても、3 か月の未納は考えられないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、3 か月と短期間である上、申立人は、昭和 51 年 1 月以降の国民年金保険料について申立期間②を除きすべて納付している。

また、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 53 年 1 月 6 日以降、資格取得は 40 年*月*日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認できるところ、申立人は、53 年 4 月 21 日に、その時点で時効に至らない 51 年 1 月から 52 年 3 月までの期間の過年度保険料及び 52 年 4 月から 53 年 6 月までの期間の保険料を一括して納付していることが確認でき、納付を開始した以降の申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

しかしながら、申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付した記録のある昭和 53 年 4 月 21 日の時点では、納付の時効であるとともに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる申立人の前後に記載された被保険者の資格取得の記録から、申立人の実際の加入手続（手帳交付）の時期は 53 年 4 月ごろであったものと推認される。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成10年1月から同年6月までは50万円、同年7月から11年5月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から11年6月1日まで
社会保険事務所から、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成10年1月から11年5月までの期間の厚生年金保険の記録が訂正され、標準報酬月額が減額されていると知らされた。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は平成11年6月21日、申立期間に係る標準報酬月額は9万2,000円とされている。しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年1月から同年6月までは50万円、同年7月から11年5月までは41万円とされていたところ、株式会社Aが適用事業所に該当しなくなった日（平成12年1月5日）の後の平成12年2月8日付けで10年1月1日に遡^{そきゆう}及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、12年2月8日現在で同社に在籍していた一人も申立人と同様に遡^{そきゆう}及した標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年1月から11年5月までの標準報酬月額を9万2,000円とする訂正処理を12年2月8日付けで遡^{そきゆう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年1月から同年6月までは50万円、同年7月から11年5月までは41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 40 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 40 年 11 月まで

国民年金制度開始から加入し、A 婦人会の会長宅に保険料を毎月持参した。手帳は会長が預かっていた。会長宅には、役場職員が集金に来ていたが、使い込みをして異動になった。昭和 59 年ごろ、自分の記録が無くなっていることについて、役場へ相談に行ったが、証拠が無いと取り合ってくれなかった。申立期間の納付について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 41 年 2 月 25 日再交付と記載された国民年金手帳には、資格取得日が 35 年 10 月 1 日、資格喪失日が 38 年 4 月 1 日、資格の再取得日が 40 年 12 月 1 日と B 市町村が記載した加入記録があるとともに、同手帳の昭和 37 年度国民年金印紙検認記録欄の 9 月から 3 月までの各欄には「時効完成」の記載、昭和 38 年 4 月から 40 年 11 月までの国民年金印紙検認記録欄は「空白」となっていることが確認でき、これらの内容は、社会保険庁の記録及び B 市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 11 月までの期間については、国民年金に加入していない期間となっており、申立人は、同期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたとする A 婦人会は、申立期間当時の国民年金保険料の集金記録を保管していないため、申立人の保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 555

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から54年9月まで

昭和40年9月に結婚し、実母の勧めで国民年金に加入することとし、実父が手続を行った。国民年金手帳は、昭和60年7月に会社に提出するまで、^{たんす}筆筒の引き出しに保管していた。保険料は、毎月A市町村役場の窓口で500円前後を持参した。昭和54年10月に未納となった8か月分をB市町村役場の窓口でまとめて主人が納めた。国民年金保険料の領収書は家計簿と一緒に保管していたが、C市町村に引っ越した平成3年11月に廃棄した。申立期間が未納となっていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和40年9月に実父が加入手続を行い、国民年金保険料は毎月、A市町村役場で納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月18日にB市町村で払い出され、39年D月E日から40年9月17日までの期間を^{そきゆう}遡及して資格取得（強制加入）し、54年10月4日から任意加入していることが確認でき、申立期間は、国民年金に加入していないため、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、昭和54年10月に、未納となった8か月分の国民年金保険料をB市町村役場で納付したと主張するところ、社会保険庁の記録から、第3回特例納付実施期間中の54年11月に、39年D月から40年8月までの期間（^{そきゆう}遡及取得した強制加入期間）の国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 10 日から 42 年 4 月 28 日まで
② 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 43 年 11 月から 44 年 4 月まで
④ 昭和 44 年 11 月から 45 年 4 月まで
⑤ 昭和 45 年 11 月から 46 年 4 月まで
⑥ 昭和 46 年 11 月から 47 年 4 月まで
⑦ 昭和 47 年 11 月から 48 年 4 月まで
⑧ 昭和 48 年 11 月から 49 年 4 月まで
⑨ 昭和 52 年 11 月から 53 年 4 月まで
⑩ 昭和 53 年 11 月から 54 年 4 月まで

申立期間①は、A株式会社で仕事をしていた。

申立期間②は、B株式会社C工場で仕事をしていた。仕事中にけがをして通院したことがある。

また、申立期間③から⑩までは、D株式会社で、毎年秋から春にかけて働いた。E都道府県から一緒に行った年配者は、厚生年金保険の加入記録があるのに、自分には無いことに納得がいかないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 41 年 11 月 10 日から 42 年 4 月 28 日までA株式会社で働いていたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。」と主張するところ、雇用保険の加入記録及びA株式会社が保管する社会保険カードから、申立人が昭和 41 年 11 月 21 日から 42 年 4 月 28 日まで同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同事業所が保管する社会保険カードには、申立人が昭和41年11月21日から42年4月28日まで、健康保険組合の被保険者資格を取得していた記録はあるが、厚生年金保険欄は、斜線が引かれており、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、申立期間①当時、申立人と一緒に勤務していたとする同僚3人についても厚生年金保険の加入記録は無く（これら3人は、当該期間において国民年金に加入し保険料を納付済み。）、このうちの1人は、「この会社には、昭和44年1月から3月までの期間も働いたが、その際には、厚生年金保険への加入意思を聞かれた上で、加入した。」と証言しており、同事業所では、従業員から加入意思を確認した上で厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和42年11月1日から43年4月16日まで、B株式会社C工場で働いていたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。」と主張するところ、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和42年11月7日から43年4月14日まで同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間②当時、申立人と一緒に勤務していたとする同僚2人についても同事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの1人は、「この会社は、出稼ぎ者を厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、健康保険証を使用して、通院治療をしたと主張するが、B株式会社が加入していた健康保険組合では、「申立人の健康保険組合への加入記録は無い。」と回答している上、申立人が所持する当時の診察券の保険証区分は「労災保険」と表記されていることから、当該通院治療は労災保険が適用されたことが確認できる。

このほか、同事業所は既に全喪しており、事業を継承した事業所では当時の資料を引き継いでいないことから、申立人に係る厚生年金保険の届出状況は確認できない上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

- 3 申立期間③から⑩までについて、申立人は、「D株式会社で働いていたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。」と主張するところ、当時の同僚の証言から、申立人が申立期間③から⑩当時、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間③から⑩当時、申立人と一緒に勤務していたとする同僚2人についても厚生年金保険加入記録は無く、このうちの1人は、

「この会社は、昭和 62 年以降に出稼ぎ者を含めた従業員全員を厚生年金保険に加入させるようになったが、それまでは、出稼ぎ者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、この同僚は、昭和 62 年以降、同事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月から23年1月1日まで
② 昭和23年2月24日から24年10月まで
③ 昭和25年1月から30年4月まで

昭和21年から24年10月ごろ、A株式会社、B事業所に勤務した期間の厚生年金保険加入記録を調査してほしい。

また、昭和25年1月5日からC事業所に勤務し、運搬の仕事をした期間の厚生年金保険加入記録を調査してほしい。昭和56年にはC事業所から30年勤続表彰を受けている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「昭和21年5月ごろから24年10月ごろまでの間に、具体的な期間についての記憶は無いが、A株式会社及びB事業所の2社に勤務していたので、これらの期間の両社の厚生年金保険加入記録を調査してほしい。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人は、昭和23年1月1日から同年2月24日までの期間において、A株式会社に勤務し厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、申立期間①及び②当時、A株式会社及びB事業所の両事業所に在籍していた複数の社員から聞き取りしたところ、申立人の在籍期間を具体的に記憶している者はおらず、両事業所共に、既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっている上、関係資料が無いことから、申立人の在籍期間等を特定することができない。

また、社会保険事務所が保管する両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されているすべての記録を確認したが、申立人の厚生年金保険加入記録は、A株式会社における昭和23年1月1日から同年2

月 24 日までの期間以外には無く、両事業所共に申立期間①及び②について、健康保険記号番号に欠番もみられない。

さらに、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間③について、申立人は、「昭和 25 年 1 月から 30 年 4 月まで C 事業所に勤務し、運搬の仕事をした期間の厚生年金保険加入記録を調査してほしい。」と主張するところ、C 事業所が保管する人事記録及び雇用台帳から、申立人が申立期間③当時、C 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、C 事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和 29 年 4 月 1 日であり、申立期間③のうち、25 年 1 月から 29 年 4 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、C 事業所における昭和 29 年度の厚生年金保険被保険者資格の取得者数は 35 人（昭和 29 年 4 月 1 日が 31 人、5 月 16 日が 3 人、7 月 1 日が 1 人）、30 年度は 428 人、31 年度は 281 人、32 年度は 296 人であり、29 年度の資格取得者数は特に少なかったことが確認できる上、社会保険事務所が保管する C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の 29 年度の加入記録に申立人の記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

さらに、申立期間③当時、申立人が C 事業所で一緒に勤務していたとする同僚についても、申立期間③の厚生年金保険の加入記録は無く、厚生年金保険被保険者資格の取得が申立人と同じ昭和 30 年 5 月 1 日であることが確認できる上、申立期間当時の同僚の一人は、「当時は厚生年金保険に入っても入らなくてもよかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月から 13 年 5 月まで
私が 20 歳ぐらいの時、A市町村にあった有限会社Bに1年ほど勤めていたが、このときの厚生年金保険の加入記録が無いとのことだった。
金額までは覚えていないが、給与から保険料を控除されていた記憶があるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の従業員の証言から、申立期間当時、申立人が有限会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主は、「当時、採用した従業員が 20 歳ぐらいの場合には、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している上、当時の経理担当職員は、「当時の会社の取扱いとして、20 歳ぐらいの従業員は厚生年金保険に入れなかったと思う。」と供述しており、申立期間に厚生年金保険に加入している 18 人のうち、20 歳前後の従業員は社長の息子一人だけであることが確認できる。

また、社会保険庁の有限会社Bに係るオンライン記録には、申立人の加入記録は確認できず、整理番号に欠番もみられない。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し保険料の免除申請が承認されていることが確認できる上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。